

第4章 東海地震に関する事前対策活動

第1節 総則

第1 強化計画の目的

この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条第2項の規定に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域について、東海地震に関連する情報及び警戒宣言が発せられた場合にとるべき対策を定め、当該地域における地震防災体制の推進を図ることを目的とする。

池田町は同法に基づく対象地域ではないが、強化地域とは比較的近い位置にあり、東海地震の規模によっては大きな被害も予想されることから、あらかじめ十分な対策を講じておく必要がある。このため、東海地震に関連する情報及び警戒宣言等が発表された場合に本町がとるべき対策を定め、地震防災体制の強化を図ることを目的とする

第2 東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合の対応方針

警戒宣言が発せられる前において、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、必要な準備的行動を実施する。

第3 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

総則編第3章「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

第2節 東海地震に関連する情報及び警戒宣言発令時の活動体制

第1 東海地震に関連する情報時の体制

東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報及び東海地震予知情報が伝達されたとき、または東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合は、配備体制(風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照)をとり、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集、伝達及び防災対応等に関する広報
- (2) 地震災害警戒本部設置の準備
- (3) 地震防災応急対策の準備
 - ア 警戒宣言が発せられた際の対応等の確認
 - イ 地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入れの準備や物資、資機材等の確認
 - ウ 管理している施設の緊急点検
 - エ 公立学校の児童、生徒の引き渡し等の安全確保対策

第2 警戒宣言発令時の体制

警戒宣言が発令されたときは、大規模地震に備えた「地震災害警戒本部」の設置等の配備体制(風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」参照)をとり、災害対策本部会議を招集し、次の業務を行う。

- (1) 地震予知情報等の収集及び町民、防災関係機関等への伝達
- (2) 自主防災組織、防災関係機関等からの応急対策の情報収集及び県への報告
- (3) 地震防災対策の実施

第3 参集及び体制の解除

- 1 職員は、東海地震予知情報、東海地震注意情報及び東海地震観測情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、東海地震注意情報、警戒宣言の発令に接した時は、動員命令を待つことなく自己の判断により参集する。
- 2 安心情報である旨も併せて明記された東海地震観測情報が発表された時、東海地震注意情報及び東海地震予知情報を解除する情報が発表された時、並びに警戒宣言が解除された時、又は他の体制に移行した時は活動体制を解除する。

第3節 情報の収集伝達

第1 地震予知に関する情報等の伝達

警戒宣言及び地震予知情報等の伝達については、次により迅速かつ的確に行うものとする。

東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報

1 伝達系統

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

2 勤務時間内の伝達要領

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

3 勤務時間外の伝達要領

風水害対策編第2章第3節「非常参集職員の活動」を準用する。

【参考】「東海地震に関連する情報」の発表基準

情報名称	発表基準等
東海地震予知情報	<p>【発表基準】</p> <p>東海地震が発生する恐れがあると認められ、「警戒宣言」が発せられた場合 (3箇所以上のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震注意情報	<p>【発表基準】</p> <p>観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 (2箇所のひずみ計で有意な変化が観測され、前兆すべりによるものと「判定会」が判断した場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(臨時)	<p>【発表基準】</p> <p>観測データに通常とは異なる変化が観測された場合 (1箇所のひずみ計で有意な変化が観測された場合等)</p>
東海地震に関連する調査情報(定例)	<p>【発表基準】</p> <p>毎月定例の「判定会」で調査が行われ、「東海地震」に直ちに結びつくような変化が観測されていないと判断された場合</p>

各情報発表後、東海地震発生のおそれなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

第2 応急対策実施状況等の収集伝達

町、県、防災関係機関は、相互に連絡をとり、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合及び警戒宣言後の避難状況、応急対策実施状況等の収集・伝達を行う。

なお、町が収集する主な情報は、次のとおりである。

- 1 病院の診療状況、救護班の出動体制
- 2 金融機関の営業状況
- 3 主要食料の在庫状況等
- 4 列車・バスの運行状況、旅客の状況
- 5 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 6 救護医療班の出動体制
- 7 道路の交通規制の状況、車両通行状況
- 8 緊急輸送車両の確保台数
- 9 避難、救護の状況、旅行業者数、社会福祉施設の運営状況、大型店舗・スーパー等の営業状況
- 10 保育園、小中学校等の授業実施状況

第4節 広報計画

第1 基本方針

地震予知情報等の周知不徹底あるいは突然の発表等に伴う混乱の発生を未然に防止し、地震防災応急対策が迅速かつ的確に行われ、被害の軽減に資するよう、地震予知情報等に対応する広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、町民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

県及び防災機関等から得た情報について迅速に広報を実施するとともに、同報系防災行政無線、CATV、緊急メール、エリアメール、広報車両等を活用するほか、必要に応じて自主防災組織、テレビ、ラジオ、新聞等の協力を得て町民に広報を行うものとする。

1 東海地震注意情報受理時の広報

(1) 広報内容

- ア 東海地震注意情報の内容及び東海地震注意情報に続いて発表される東海地震に関連する情報の内容
- イ 関係機関の対応状況など町民が行動を的確に判断するための事項
- ウ 強化地域内への不要不急の旅行の自粛等、町民等が留意すべき事項
- エ その他必要な事項

(2) 報道機関との応援協力関係

東海地震注意情報を受理した場合は、「災害時における放送要請に関する協定」により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて町民に呼びかける。

2 警戒本部設置時の広報の内容

- (1) 警戒宣言及び地震予知情報等
- (2) 主な交通機関運行状況及び道路交通状況
- (3) 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置
- (4) ライフラインに関する情報
- (5) 強化地域内外の生活関連情報
- (6) 事業者等がとるべき措置
- (7) 避難対象地域外で耐震性が確保されている小規模小売店に対する営業確保の呼びかけ
- (8) 家庭において実施すべき事項
- (9) 自主防災組織に対する防災活動の要請

- (10) 犯罪予防等のために町民のとりべき措置
- (11) 金融機関等が講じた措置に関する情報
- (12) その他必要な事項

3 問合せ窓口

町民等の問合せに対応できるよう問合せ窓口等の体制を整える。

第5節 避難活動等

第1 基本方針

東海地震に関する「警戒宣言」が発せられた場合は、地震発生に伴う被害を最小限にとどめ、また、避難に伴う混乱、事故を防止することを基本として、迅速、的確な避難措置をとるものとする。

その際、高齢者、乳幼児、傷病者等に対する支援や外国籍町民等、観光客等に対する誘導など、要配慮者の避難誘導にあたっては、特に配慮し、屋内避難を考慮に入れた対策を講ずるものとする。

また、避難指示の対象となるがけ地崩壊危険地域等の範囲（以下「避難対象地区」という。）における避難は、徒歩を原則とする。ただし、徒歩による避難が著しく困難な避難対象地区（以下「車両避難対象地区」という。）については、必要最小限の車両避難についても検討するなど避難活動の実効性を確保するものとする。

なお、避難対象地区以外の町民等は、耐震性の確保された自宅での待機等安全な場所で行動するものとする。このため、あらかじめ自宅の耐震点検等を行い、耐震性を十分に把握しておくものとする。

第2 活動の内容

1 避難指示

(1) 避難対象地区は、おおむね次の基準によりあらかじめ町長が定める地区とする。

- ア がけ地、山崩れ崩落危険地区
- イ 崩落危険のあるため池等の下流地区
- ウ その他町長が危険と認める地域

(2) 避難対象地区の町民等に広報車、同報系防災行政無線、CATV等の手段を活用し、地区の範囲、指定緊急避難場所、避難路及び避難指示の伝達方法等について十分徹底を図るものとする。

(3) 警戒宣言が発令された時、町長は避難対象地区に避難指示を行い、また必要と認める地域に危険防止のための警戒区域の設定を行うものとする。

また、町長は、自主防災組織、町民及び関係者に対し、次の指導を行うものとする。

- ア 防災用具、非常持出品及び食料の準備
- イ 避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限
- ウ 避難場所の点検及び収容準備
- エ 収容者の安全管理
- オ 負傷者の救護準備
- カ 避難行動要支援者の避難救護

- (4) 町民は平常時から避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法を確認しておく等地震発生に備えて万全を期するよう努め、警戒宣言が発せられた場合には、避難対象地区の町民等は、町の指示に従いあらかじめ指定された避難場所に速やかに避難するものとする。

2 車両による避難

- (1) 町は警察本部、危機管理部と協議のうえ、あらかじめ避難対象地区のうち、必要最小限の車両避難を認める地区について定めるものとする。
- (2) 車両避難対象地区は、山間地等で避難所までの距離がおおむね4 km以上離れているなど、徒歩による速やかな避難が著しく困難な地区であること等を要件とするほか、災害時の交通管理に支障のないよう、地域の実態に応じて、警察本部、管轄の大町警察署と調整しておくものとする。
- (3) 車両避難対象地区については、各地域における避難場所の設置等環境の変化に応じて、その都度必要な検討・見直しを行うものとする。
- (4) 車両を避難に使用する場合は、対象車両、対象人員を確実に把握するとともに、対象車両数や指定緊急避難場所の駐車スペースを考慮し、具体的な避難の方法等を定めておくものとする。
- (5) 発災時には、直ちに停車する等、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を行うよう周知を図るものとする。
- (6) 町民は車両による避難を実施する場合は、地震情報、交通情報に応じた安全な行動を心掛けるとともに、発災時の停車または、避難場所における駐車にあたっては、緊急通行車両等の走行を妨げないよう配慮するものとする。

3 屋内避難

- (1) 警戒宣言が発せられた場合の避難は、屋外を原則とするが、避難対象地区内の住民のうち高齢者、傷病者、幼児等の要配慮者で、在宅の者及びその介護等に必要な付添者については、「東海地震の防災対策強化地域に係る屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針」（以下「屋内避難指針」という。）の基準を満たす避難施設の選定が可能な場合は、必要に応じて屋内避難の対象とするものとする。
- (2) 町は、指針に従い公立小中学校等の公共施設の中から、屋内避難が可能な施設を選定するとともに、避難対象地域内の屋内避難の対象とすべき者の概数をあらかじめ把握しておくものとする。
- (3) 屋内避難が可能な施設の収容力が、屋内避難対象者に対して不足している場合は、避難対象地域外の知人・親戚宅等への避難も含め、要配慮者に配慮した対策を講じるものとする。

4 要配慮者利用施設における避難対策

町は、避難対象地区内の要配慮者利用施設の有無を確認し、これらの施設が存在している場合は、下記事項に留意しつつ避難方法等を調整しておくものとする。

- (1) 警戒宣言等が発令された場合の迅速な情報伝達（夜間等を含む）
- (2) 徒歩避難困難者の避難についての具体的な避難方法、使用車両等
- (3) 屋内避難指針に適合した施設、知人・親戚宅等、避難先についての検討

5 避難活動

(1) 町は、避難の状況、避難所の設置、避難者の数、必要な救助、保護の内容等について状況を把握するとともに、県へ報告するものとする。

(2) 避難所の設置及び運営については、次により行うものとする。

ア 避難所の生活が円滑に行えるように、必要に応じて、仮設トイレ、寝具、テント等必要な物品の調達・備品等について定めておくものとする。

また、避難生活の維持にあたっては、自主防災組織の協力を得るものとする。

イ 避難所で避難生活する者は、避難指示を受けた者、帰宅困難者、滞留旅客等で、居住する場所を確保できない者とする。

なお、帰宅困難者、滞留旅客の保護等のため、帰宅支援等必要な支援を講ずるものとする。

ウ 設置場所は、計画に基づく危険のない場所とする。

エ 避難所の設置期間は、警戒宣言が発せられてから解除されるまで又は地震発生に伴う避難所が設置されるまでの間とする。

オ 避難所の運営は、自主防災組織の協力を得て町が行うものとする。

カ 避難所には、運営のため必要な職員を配置するとともに、必要により、安全の確保と秩序維持のため、警察官の派遣を要請するものとする。

(3) 町民及び自主防災組織は、避難及び避難場所の運営に関し町に積極的に協力するとともに、役割分担を確立し、相互扶助の精神により自主的な秩序ある避難生活をおくるよう努めるものとする。

第6節 食料、生活必需品、飲料水の確保

第1 基本方針

警戒宣言時に必要な食料及び生活必需品は、町民が自主防災活動により確保するものとする。

町及び県は、町民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資としてあつせんするほか、物資流通の円滑化に配慮するものとする。なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、緊急物資の調達及びあつせん等を円滑に実施するため、利用可能な備蓄物資量の確認、調達可能量の把握等の準備を行うものとする。

また、地震発生時の飲料水確保について、町及び県は必要な措置を講ずるものとする。

第2 活動の内容

1 食料及び生活必需品の確保

- (1) 緊急避難等で非常持出しができなかった町民等に緊急物資の供給の必要が生じたときの物資の調達又はあつせんを行うものとする。
- (2) 平常時から緊急物資の在庫状況を把握しておくとともに、必要に応じて物資等の供給協定の締結を行うものとする。
- (3) 必要に応じ県に対し緊急物資の調達又はあつせんの要請を行うものとする。
- (4) 避難対象地区以外において、町民が食料等生活必需品を確保し、日常生活の維持が可能となるよう、小規模小売店等に対し、営業の継続を要請するものとする。

また、上記の要請が可能となるよう、主要な店舗等と警戒宣言時における安全性を確保しながらの営業のあり方について協議しておくものとする。

- (5) 生活必需品等の備蓄について、町民に対して周知するものとする。
- (6) 物資拠点の開設準備を行うものとする。
- (7) 町民は、避難対象地区の内外を問わず、平常時から食料等生活必需品の備蓄に努めるものとする。町民は、緊急物資、非常持出品の整備、搬出を行うものとするが、パニックに陥って買いだめ等に走ることなく、冷静に行動するものとする。

2 飲料水の確保

- (1) 町民に対して貯水の励行に関する広報を徹底するものとする。
- (2) 応急給水計画に基づき、他の地方公共団体からの応急給水を含む応急給水活動の準備を行うものとする。
- (3) 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防止措置の準備を行うものとする。

- (4) 応急復旧体制の準備を行うものとする。
- (5) 物資拠点の開設準備を行うものとする。
- (6) 町民は、飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水するものとする。

第7節 医療救護及び保健衛生活動

第1 基本方針

地震発生に備え、関係機関と連携を密にして、医療救護及び保健衛生活動の体制を確立するものとする。

なお、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するための準備的措置を最大限に行うものとする。

第2 活動の内容

1 医療救護体制の確立

地震防災対策強化地域を中心とする地震発生時の人的被害に備え、強化地域以外からの支援体制を含め、医療救護体制の準備を整えるものとする。

- (1) 医師会等に対し救護班の出動準備を要請するものとする。
- (2) 医薬品、医療用資機材等の必要量及び医薬品卸業者、薬局等の備蓄量を迅速に把握し、必要に応じて県または関係機関に対して供給の要請を行うものとする。
- (3) 救護所等に医薬品、衛生材料、救護用資機材等を配備し、受入体制を整えるものとする。
- (4) 傷病者の搬送準備をするものとする。
- (5) 町民に対し、救護所及び応急救護に携わる指定医療機関の周知を図るものとする。

2 保健衛生体制の確立

町及び県は、地震発生に備えて保健衛生体制を確立するとともに応急用資機材を準備し、町民は、自己完結の努力をするものとする。

- (1) し尿処理、ごみ処理、感染症予防等の活動について、資機材を準備する。
- (2) 町民は、し尿処理、ごみ処理等の自家処理に必要な器具を準備し、可能な限り自己完結するものとする。

第8節 児童生徒等の保護活動計画

第1 基本方針

学校等においては、平常時から地震予知情報等が発せられた時の対処のための行動等を指導するとともに、警戒宣言前に提供される情報の内容、通学方法、通学距離、通学時間、通学路、交通機関の状況等を勘案し、保護者等と密接な連携を図り、児童生徒等の安全確保を最優先にした対策を講ずるものとする。

なお、学校においては、地域の特性や学校の置かれた状況等を踏まえ、児童生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別、学校施設の避難場所及び避難所指定等の実態に即した計画の策定や対策を実施するものとする。

第2 活動の内容

学校等は、児童生徒等が在校中に警戒宣言が発せられた場合、授業又は学校行事等を直ちに中止し、警戒宣言が解除されるまでの間、又は地震発生後安全が確認されるまでの間、原則として休校とする。また、児童生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合は、登校又は登園しないこととする。

なお、遠距離通学・通園の事情により警戒宣言発令後に対策を講じたのでは児童生徒の安全確保ができないと予想される場合、東海地震注意情報に基づき政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った時点で、必要により授業等を中止し、児童生徒等の帰宅や保護者への引渡し等の安全確保対策をとることができるものとする。

- 1 児童生徒等の安全確保に十分留意し、必要に応じ、教職員が引率してその集団下校や直接保護者への引渡しを行う。
- 2 児童生徒等については帰宅させることを原則とするが、留守家庭、交通機関利用通学者、避難対象地区内在住者等で帰宅、引き渡しが困難と考えられる場合は、町が設置した避難場所又は学校で保護する。この場合、事前に保護者と打合せのうえ、個々についての対応の仕方を確認しておく。
- 3 保護にあたっては不安、動揺を与えないよう配慮するものとし、保護する児童生徒の氏名、人数を確実に把握し、町又は町教育委員会及び県教育委員会へ報告する。
- 4 保護した児童生徒等の生活に必要な主要食料、水、生活必需品等の確保については、町と協議のうえ対策を講ずる。
- 5 警戒宣言が登下校中に発せられた場合に備え、児童生徒等に対し、以下の事項を徹底しておく。
 - (1) ブロック塀、橋、がけ下等の危険箇所から離れること。
 - (2) 学校か自宅か近い方に急いで避難することを原則とすること。
 - (3) 交通機関利用者については、その場の指揮者（乗務員、添乗員、車掌等）の指示により行動し、勝手な行動はとらないこと。

第9節 消防・救急救助対策等

第1 基本方針

警戒宣言が発せられた場合、町は町地域防災計画及び北アルプス広域消防計画に基づき、平常時の業務を停止又は縮小し、消防・救急救助対策活動を実施する。

また、東海地震応急活動要領等に基づく広域的な応援の受入れ準備活動を実施する。

第2 活動の内容

- 1 消防無線等による正確な情報の収集及び伝達体制を確立するものとする。
- 2 警察庁、防衛省及び消防庁の応援部隊を受入れるため、あらかじめ定めた活動拠点の施設管理者と連携し、施設を確保するものとする。
- 3 火災防除のため、現有消防力を有機的に運用し、効果的な警戒を図るものとする。
- 4 火災発生の防止、初期消火活動について町民等への広報を行うものとする。
- 5 自主防災組織、自衛消防隊等の消防防災活動に対する指導を実施するものとする。
- 6 消防団、自主防災組織の協力を得て、消防団詰所、公民館等に配置した資機材等の確認を行うものとする。

第10節 売り惜しみ・買い占め等の防止

第1 基本方針

警戒宣言が発令された場合、悪質商法や売り惜しみ、買い占め等による物価の高騰等を防ぎ、必要物資の安定供給のための措置が必要である。

第2 活動の内容

- 1 売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐため、生活必需品等の価格需給動向について調査、監視を行うものとする。
- 2 適正な価格若しくは条件による販売、流通を確保するため、関係業界に対して協力を要請するものとする。
- 3 情報不足、混乱により損なう消費者利益を回復するため、生活必需物資の価格、供給状況等について必要な情報を提供するものとする。
- 4 売り惜しみ、買い占め、便乗値上げ、警戒宣言に便乗した悪質商法等に対する消費者からの相談に対応するため、相談窓口等を設置するものとする。
- 5 管内又は広域圏で流通業者との連携を図るものとする。
- 6 町民は、集団心理的パニックを防ぐため、自ら冷静な消費行動に努めるものとする。

第11節 交通対策

第1 基本方針

警戒宣言発令時には、交通の混乱と交通事故等の発生を防止するとともに、町民等の避難の円滑と緊急輸送路を確保するため、次に定めるところにより交通の規制等を実施する。

また、鉄道の運行停止に伴う滞留旅客等に対応するための措置を講ずる。

なお、県、公安委員会、道路管理者は、警戒宣言発令前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第2 活動の内容

1 道路に関する事項

- (1) 町は、関係事業者と連携した滞留旅客対策を行うものとする。
- (2) 町は、警戒宣言前の段階から警戒宣言時の交通規制等の情報について、あらかじめ情報提供するとともに、不要不急の外出、旅行等を控えるよう要請を行うものとする。

第12節 緊急輸送

第1 基本方針

警戒宣言発令時における緊急輸送は、地震防災応急対策上必要な最小限の範囲で実施するものとし、各機関と協議の上、地震災害警戒本部が必要な調整を行うものとする。

なお、町、県及び関係機関は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両及びヘリポート等の確保を図るものとする。

第2 活動の内容

1 緊急輸送の対象

警戒宣言が発せられた場合、緊急輸送の対象となる人員、物資等の範囲は次のとおりである。

- (1) 地震防災応急対策実施要員
- (2) 地震防災応急対策の実施に必要な食料、医薬品、防災資機材等
- (3) その他警戒本部長が必要と認める人員、物資又は資機材

2 町は、発災後の緊急輸送に備えて、輸送用車両、物資輸送拠点等の確保を図るものとする。

3 町は、必要に応じて、震災対策編第2章第4節「ヘリコプターの運用計画」により、ヘリコプターの出動を要請するものとする。

4 緊急通行車両の確認

地震防災応急対策の円滑な実施のため必要がある場合は、震災対策編第2章第9節「緊急輸送活動」第3の4「緊急通行車両等確認事務」に準じ、緊急通行車両の確認を行う。

第5章 南海トラフ地震に関する事前対策活動

第1節 総 則

第1 目的

「南海トラフ地震に関する事前対策活動」は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第3条の規定に基づく南海トラフ地震に係る地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）を中心に、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、後発地震に備えるためにとるべき対策を定め、防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱

震災対策編第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。

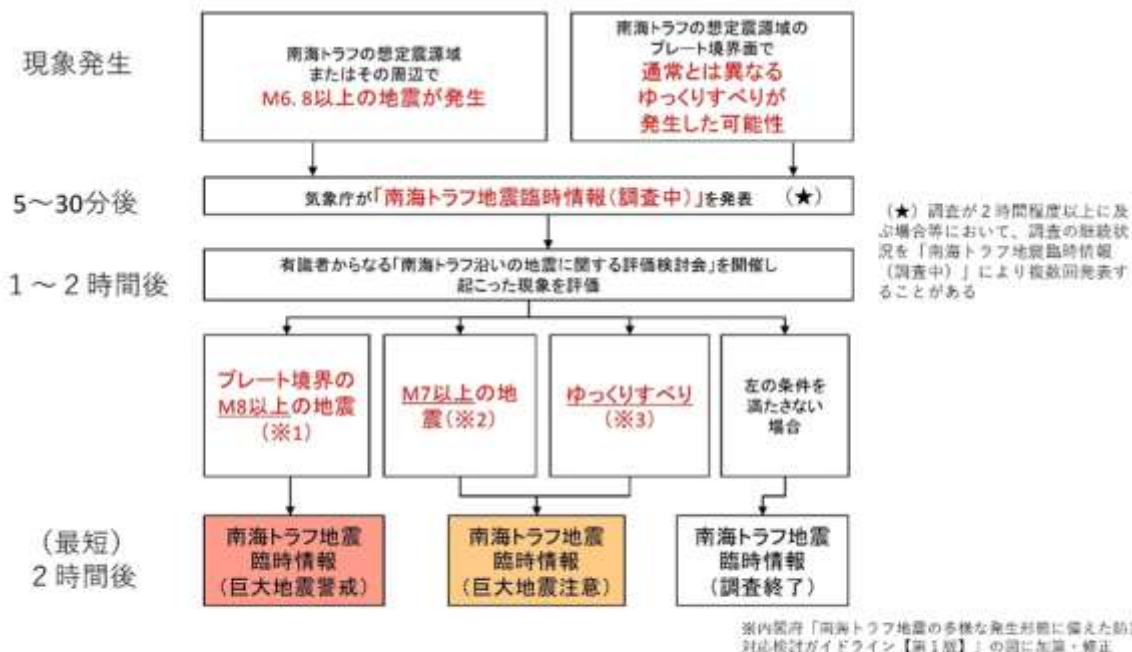
第3 南海トラフ地震臨時情報について

1 南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	<ul style="list-style-type: none"> ○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、または調査を継続している場合。 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	<ul style="list-style-type: none"> ○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合。 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし臨時情報を発表する場合を除く）。 <p>※すでに必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連開設情報で発表する場合がある</p>

南海トラフ地震臨時情報は、情報名のあとに「調査中」、「巨大地震警戒」、「巨大地震注意」、「調査終了」のキーワードを付記し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の形で情報発表される。

2 異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れ



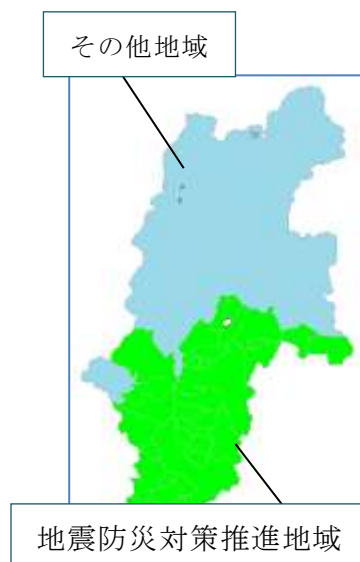
※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合(半割れケース)
 ※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合。または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の高津軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合(一部割れケース)
 ※3 ひずみ計等で有意な変化として捉えられる。短い期間にプレート境界の潤滑状態が明らかに変化しているような通常のゆっくりすべりが観測された場合(ゆっくりすべりケース)

気象庁報道発表資料より

第4 推進地域

本県における推進地域は、次のとおり指定されている。また、本章において特段の記述がない限り「市町村」とは「推進地域内市町村」を示すものとする。

岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、川上村、南牧村、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町



第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制

第1 県の体制

1 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとの活動体制

情報名	活動体制	業 務 内 容
南海トラフ地震 臨時情報（調査中）	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達 ○住民等に密接に関係のある事項の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震注意）等(※1)	警戒・ 対策本部	○警戒・対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
南海トラフ地震 臨時情報（巨大地震警戒）等(※2)	災害対策 本部	○災害対策本部の設置 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達 ○南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報 ○後発地震に対して警戒する措置の実施

※1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容その他これらに関連する情報

※2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等・・・

災害応急対策に係る措置をとるべき旨の通知、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容その他これらに関連する情報

2 活動体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、長野県災害対策本部を設置し、南海トラフ地震臨時情報（調査中）及び南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合、長野県危機警戒・対策本部設置要綱に基づき、警戒・対策本部を設置する。

3 活動体制の終了時期

災害応急対策に係る措置をとるべき期間が終了したときは、活動体制を解除するものとする。

4 職員の参集

職員は、南海トラフ地震臨時情報の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表に接したときは、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

第2 町の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の収集及び伝達
- (2) 住民等に密接に関係のある事項の広報

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表されたときは、それぞれの地域防災計画等に定めるところにより配備体制をとり次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたときは、災害対策本部を設置し、それぞれの地域防災計画の定めるところにより、次の業務を行なう。

- (1) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の収集及び伝達
- (2) 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容等の広報
- (3) 後発地震に対して注意する措置の実施
- (4) 町内における災害応急対策に係る措置の実施

第3 防災関係機関の体制

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）発表時の体制

各機関は、必要に応じて担当職員の緊急参集、情報の収集及び共有、地域住民等に密接に関係のある事項に関する周知、その他必要な措置を行なうものとし、その情報伝達の経路、体制及び方法について定めるものとする。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留

意するものとする。

また、各機関は、その実情に応じ災害に関する会議に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時の体制

各機関は、各機関相互間及び機関内部において、確実に情報が伝達されるようその経路及び方法を推進計画に明示するものとする。この場合において、勤務時間内及び勤務時間外の時間帯に応じ、伝達が確実に行なわれるよう留意するものとする。

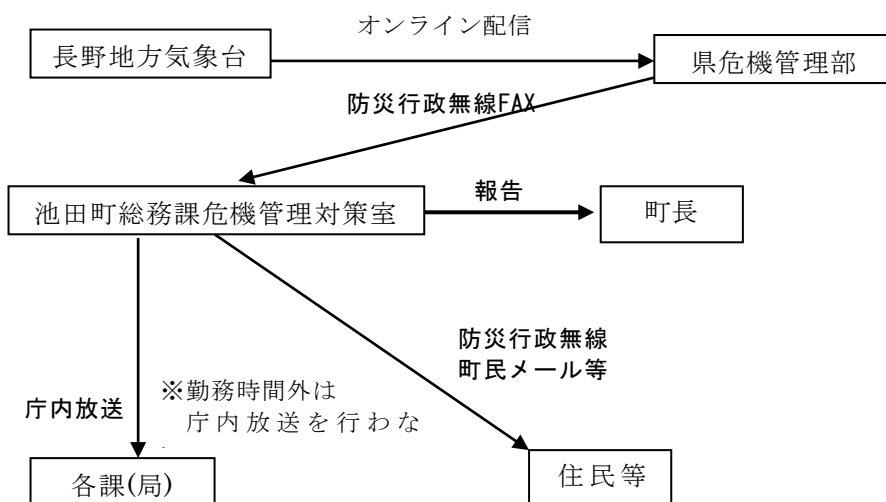
また、各機関は、その実情に応じ災害対策本部に準じた組織を設置するものとし、その組織内容等必要な事項を定めるものとする。

第3節 情報の収集伝達

第1 南海トラフ地震臨時情報発表時の伝達

南海トラフ地震臨時情報の伝達については、次により迅速かつ的確に行なうものとする。

1 伝達系統図



2 勤務時間内の伝達要領

- (1) 勤務時間内に、県危機管理部から南海トラフ地震臨時情報を受理した総務課危機管理対策室長は、直ちに系統図に従い町長へ報告するとともに、町防災行政無線等により町民へ伝達する。
- (2) 庁内職員に対する伝達は、放送設備による一斉庁内放送により行なう。

3 勤務時間外、休日の伝達要領

- (1) 勤務時間外及び休日に、県危機管理部から南海トラフ地震臨時情報を受理した宿日直者は、直ちにこの旨を総務課危機管理対策室長へ報告する。
- (2) 報告を受けた危機管理対策室長は、室職員の登庁を指示するとともに、系統図に従い町長へ報告し、必要な指示を受ける。
- (3) 危機管理対策室職員は、速やかに登庁し、防災行政無線等により町住民へ伝達する。

なお、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、各課（局）長を通じて配備職員の参集指示を伝達する。

第2 応急対策実施状況等の情報収集・伝達

町、県防災関係機関は、相互に連絡をとり、南海トラフ地震臨時情報発表時に実施する後発地震に対して注意する措置及び災害応急対策に係る措置等の状況の収集を行なう。

この場合において、これらの情報が正確かつ迅速に県災害対策本部等に集約する措置をとるものとする。

なお、町が収集する主な情報は、次のとおりである。

- 1 病院の診療状況、救護班の出動体制
- 2 金融機関の営業状況
- 3 主要食料の在庫状況等
- 4 列車・バスの運行状況、旅客の状況
- 5 電話等の疎通状況、利用制限の状況
- 6 救護医療班の出動体制
- 7 道路の交通規制の状況、車両通行状況
- 8 緊急輸送車両の確保台数
- 9 避難、救護の状況、旅行業者数、社会福祉施設の運営状況、大型店舗・スーパー等の営業状況
- 10 保育園、小中学校等の授業実施状況

第4節 広報計画

第1 基本方針

町、県及び防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報に関して、その発表される情報の種類に応じて広報計画を作成し、これに基づき、広報活動を実施するものとする。

なお、町民等に対して的確な広報を行い、冷静かつ適切な対応を促すよう努めるものとする。

第2 活動の内容

県及び防災機関等から得た南海トラフ情報について迅速に広報を実施するとともに、同報系防災行政無線、CATV、緊急メール、エリアメール、広報車両等を活用するほか、必要に応じて自主防災組織、テレビ、ラジオ、新聞等の協力を得て町民に広報を行うものとする。

また、広報活動を実施するに当たっては、報道機関との事前協定の締結等その的確かつ迅速な実施を可能にする措置を考慮するものとする。

1 南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、次により広報を行う。

(1) 広報内容

ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合

（ア）南海トラフ地震臨時情報（調査中）の内容

（イ）住民等に密接に関係のある事項

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

ウ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等

（ア）南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容

（イ）交通に関する情報

（ウ）ライフラインに関する情報

（エ）生活関連情報等地域住民等に密接に関係のある事項

（オ）後発地震に備えるための基本的な防災対応

日頃からの地震への備えを再確認する等、できるだけ安全な防災対応をとること等

(2) 広報手段

テレビ及びラジオ等を活用するほか、同報無線による情報伝達を実施する。この場合において、地域の自主防災組織やその他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用いる。

なお、外国人等特に配慮を要する者に対する広報については、外国語放送等様々な広報手段を活用して行う。

(3) 問い合わせ窓口

住民等からの問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整備する。

(参考)

県・市町村から住民、企業等への防災対応の呼びかけについて

県及び推進地域に指定されている市町村は、ホームページ、防災行政無線、広報車、SNS等により、住民に対して、以下について広報を行い、併せて、一定期間※、日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認を促すとともに、できるだけ安全な行動をとることなどについて呼びかけを行う。また、推進地域内の企業等に対しても、適切な防災対応をとるよう呼びかけを行う。

※「一定期間」の目安

- ・半割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表から2週間
- ・一部割れケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表から1週間
- ・ゆっくりすべりケースの場合 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」発表からすべりが収まったと評価されるまでの期間

ア 住民への防災対応の呼びかけ（第6節、第7節関連）

臨時情報（巨大地震警戒又は巨大地震注意）が発表された際に住民が取るべき防災対応について、以下の観点を踏まえ、住民一人ひとりが防災対応を検討・実施することを基本とし、県及び市町村は必要な情報提供を行う等、防災行動を促す。

○日常生活を行いつつ、日頃からの地震への備えの再確認等、個々の状況に応じて、一定期間地震発生に注意した行動をとること。また、一定期間でできるだけ安全な防災行動をとること。

○「臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、さらに次の防災対応をとること。

・土砂災害に対する防災対応

土砂災害特別警戒区域、土砂災害警戒区域内に居住する住民は、個々の状況に応じて、自主避難を含め、身の安全を守る等の防災対応を検討する。

・住宅の倒壊、地震火災に対する防災対応

耐震性の不足する住宅に居住する住民は、自主避難を含め検討する。また、器具の使用を控えること等により、火災の発生を防止する。

イ 観光客への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

推進地域内の観光客に対して、後発地震に備え、必要な情報の収集や地震発生時の注意点の再確認を行うことを呼びかける。

ウ 推進地域外の住民等への防災対応の呼びかけ（第7節関連）

住民及び観光客に対し、「地震に備えた行動」を求めるが、「冷静な対応を行う」ことを合わせて呼びかける。

エ 企業等への防災対応の呼びかけ（第8節関連）

日頃からの地震への備えを再確認する等、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

そのため、以下の対策を行う。

※南海トラフ臨時情報（巨大地震警戒）発表後、一部地域の被害等を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討する。

※南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定める。

※各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、所要要員の確保について検討するとともに、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置する。

第5節 災害応急対策をとるべき期間

第1 基本方針

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、あらかじめ定める災害応急対策をとるべき期間の間、災害応急対策を実施するものとする。

第2 災害応急対策をとるべき期間

災害応急対策をとるべき期間は、発表された南海トラフ地震臨時情報の種類に応じて、次のとおりとする。

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合

南海トラフ地震沿いの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上M8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地域は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置を行う。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震に対して警戒する措置を行う。また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置を行う。

第6節 避難対策等

第1 基本方針

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき避難対策等について、あらかじめ検討を行い、計画に明示するものとする。検討を行うにあたっては、避難行動の方法や避難先の選定に関する意向について、必要に応じて町民の意見を十分に聴くものとする。

第2 地域住民等の避難行動等

1 土砂災害に対する避難行動等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合にとるべき後発地震に対する警戒措置について、主に土砂災害警戒区域内に居住する町民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

また、主に土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促すものとする。

第3 避難先の確保

1 避難所の受入れ人数の把握

- (1) 住民が避難する場合は、知人宅や親類宅等への避難を促すことを基本とするが、それが難しい住民に対して、町は、あらかじめ避難者数を想定しておくものとする。
- (2) 要配慮者については、福祉避難所など健常者とは異なる避難所の確保が必要となるため、健常者と要配慮者を分けて人数を想定しておくものとする。
- (3) 宿泊者、観光目的の滞留旅客等については、宿泊施設等関係者と、運航している公共交通機関の最寄りの乗降場所まで輸送する等帰宅方法をあらかじめ検討しておき、必要に応じて、帰宅できない見込み数を想定の上、受入れ人数に加えておくものとする。

2 避難所候補リストの作成

- (1) 避難所は、町が定める地域防災計画等既存の計画において整理されている指定避難所を参考に検討するものとする。
- (2) 後発地震の発生に伴う土砂災害、耐震性の不足等の想定される危険を避ける観点から、後発地震の発生時に想定される様々なリスクに対して、できるだけ安全な施設を避難所として利用するものとする。
- (3) 各避難所の収容人数については、1週間を基本とした防災対応期間中の避難生活に支障を来さない広さを確保することを念頭に、避難者一人当た

りの面積を適切に定め、各避難所で確保できる面積に応じた収容人数を整理するものとする。

- (4) 避難所候補リストを作る際は、以下の例も参考に、避難所として使用する優先順位の検討に必要な情報を整理するものとする。

- ア 施設名、住所、面積、収容人数
- イ 管理者、管理者の連絡先（複数名選定を推奨）
- ウ 耐震性（想定される最大震度に対する建物の安全性）の有無
- エ 非構造部材の落下防止対策の有無
- オ 土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域、土砂災害危険箇所か否か
- カ 学校の状況（授業継続または休校）
- キ 周辺の避難場所からの移動距離
- ク 要配慮者の受入れ可否（福祉避難所としての機能を有しているか）
- ケ 冷暖房、テレビ、パーティション等の設置状況
- コ 食料、日用品等の備蓄状況及び近隣の食料、日用品等を確保できる商店の状況

3 避難所が不足する場合の対応

- (1) 検討結果として避難所の不足が見込まれる場合は、町内の広域の避難や、旅館、ホテル、企業の会議室等民間施設の利活用、周辺市町村と連携した避難等、さらなる避難先の確保を行うものとする。
- (2) 町民に対しては、避難所としてなるべく知人宅や親類宅等を活用することをさらに呼びかけ、必要があれば避難方法の意向調査を再度行い、想定される避難所の利用者等を精査した上で、避難計画を検討するものとする。
- (3) あらゆる検討を行った上で、それでも避難所が確保できない場合は、避難所の廊下やロビー等の活用、グラウンドや駐車場での車中泊やテント泊などあらゆる手段の検討を行うものとする。
- (4) 避難生活に伴うエコノミークラス症候群等、健康への影響が懸念されることから、避難者の健康に十分に配慮するものとする。
- (5) 災害等の状況に応じて、社会福祉施設等の空きスペースの活用や定員を超過して要配慮者等を受入れることについて検討するものとする。

なお、定員を超過して受入れる場合も入所者等の処遇に支障が生ずることのないように十分に配慮するものとする。

第4 避難所の運営

避難所の運営は、避難者が自ら行うことを基本とする。

また、被災後の避難ではないため、必要最小限のものを各自で準備することを基本とするものとする。

第7節 住民の防災対応

第1 基本方針

大規模地震の発生時期等を明確に予測できないこと、地震発生時のリスクは、住んでいる地域の特性や建物の状態、個々人の状況により異なるものであることから、地震発生可能性と防災対応の実施による日常生活への影響のバランスを考慮しつつ、一人一人が、自助に基づき、災害リスクに対して「より安全な防災行動を選択」していくという考え方を社会全体で醸成していくことが重要である。

南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、住民一人一人が防災対応を検討・実施することを基本とし、その際、町及び県は必要な情報提供を行う等その検討・実施について支援を行うものとする。

第2 南海トラフ地震臨時情報発表後に実施する事項

町民の対応

町民及び観光客は、想定される震度や被害が相対的に小さいことから、地震に備えた行動を求めるが、冷静な対応を行うものとする。

第8節 企業等対策計画

第1 基本方針

企業等は、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認する等警戒レベルを上げることを基本に、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第2 企業等の防災対応の検討

1 防災対応を検討する手順

南海トラフ地震臨時情報が発表された際に取りるべき防災対応について、以下の手順に従って検討するものとする。

- (1) 南海トラフ地震を想定して策定している自社の事業継続計画（BCP）を確認し、自社の脆弱性をまず把握するものとする。
- (2) その上で、今回検討する防災対応の前提となる、南海トラフ地震臨時情報発表時の社会状況等の諸状況を確認するものとする。
- (3) これらを踏まえて、南海トラフ地震臨時情報発表時に、情報別にとるべき防災対応を具体的に検討するものとする。

2 南海トラフ地震に関するBCPの確認

- (1) 南海トラフ地震に関するBCPは、後発地震に備えて取るべき防災対応を検討する際に有効であるため、その確認を実施するものとする。
- (2) BCP未策定の企業については、速やかに策定することの他、事前の防災・減災対策を講ずるなど防災対応力を強化することが望ましい。

3 防災対応検討の前提となる諸条件の確認

- (1) 南海トラフ地震臨時情報の種類ごとに、発表時に想定されるライフラインの状況等を確認し、事業継続に当たっての影響を想定するものとする。
- (2) 個々の企業等の地理的条件を確認し、防災対応を検討する際に踏まえるべき、自社の位置における住民の行動を把握するものとする。

4 企業等の防災対応（巨大地震注意対応）の検討

- (1) 企業等の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等発表時の防災対応について、個々の状況に応じて、日頃からの地震への備えを再確認する等、後発地震に備えて注意した防災対応を検討する。

5 企業等の防災対応（巨大地震警戒対応）の検討

(1) 必要な事業を継続するための措置

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表後、一部地域の避難や被害を踏まえ、人的・物的資源が一部制限されている中で、企業活動を1週間どのように継続するか検討するものとする。

(2) 日頃からの地震への備えの再確認等警戒レベルを上げる措置

企業等は、突発地震に備えて、日頃から対策を行っておくことが重要であり、その上で、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、これらの日頃からの地震への備えを再確認し、地震が発生した場合に速やかに必要な防災対応が行えるようにしておくものとする。

また、日頃からの地震への備えの再確認の例は、以下の措置とし、これらの措置については、後発地震への備えとして、企業等の立地する地理的条件や業種の違いに関わらず、全ての企業等が検討することが望ましい。

- ア 安否確認手段の確認
- イ 什器の固定・落下防止対策の確認
- ウ 災害物資の集積場所等の災害拠点の確認
- エ 発災時の職員の役割分担の確認

(3) 施設及び設備等の点検

地震が発生した場合に被害が生ずるおそれのある施設及び緊急的に移動しないとイケない設備等について点検に関する措置を検討するものとする。

また、社会的に及ばず影響の大きな不特定多数の者が利用する施設、危険物を取扱う施設等を管理又は運営する企業については、第三者に危害を及ぼさないよう必要な点検を確実に実施するものとする。

(4) 地震に備えて普段以上に警戒する措置

地震による被害軽減や早期復旧を図るため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時に行う日頃からの地震への備えの再確認等に加え、個々の企業等の状況を考慮した上で必要に応じて、同情報発表後に後発地震発生に備えて普段以上に一定期間継続的に警戒した防災行動を行う措置を検討するものとする。

一定期間継続的に実施する警戒措置の例は、以下の措置とし、これらの措置のうち、突発地震に備えた防災対策に加え、既存のBCP等も参考に、同情報発表時に実施することで一時的に企業活動が低下するものであったとしても、後発地震が発生した場合にトータルとして被害軽減・早期復旧できる措置があれば、その実施を推奨する。

- ア 荷物の平積み措置

- イ 燃料貯蔵や車両燃料の常時満タン化
- ウ サプライチェーンにおける代替体制の事前準備
- エ 製品在庫の増産や原材料・部品の積み増し
- オ ヘルメットの携行の徹底
- カ 定期的な重要データのバックアップ
- キ 速やかに作業中断するための準備

(5) 地域への貢献

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等発表時には、普段から取り組んでいる企業活動の延長として、企業の強みを活かして、地域において取られている避難等の防災対応に対する支援を地方公共団体と連携して実施するものとする。

また、それぞれの企業等において、日頃からの自主防災組織との協働体制を構築し、非常食や資機材の提供等について検討するものとする。さらに、避難誘導や要配慮者に対する支援等を実施することができる体制を検討しておくものとする。

(6) 情報の伝達

南海トラフ地震臨時情報の内容等については、各企業内等において、確実に情報が伝達されるよう、その経路及び方法を具体的に定めるものとする。この場合、勤務時間内及び勤務時間外等の時間帯に応じ、伝達が行われるよう留意する。

(7) 防災対応実施要員の確保等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合に、各企業等の防災対応の実施に必要な要員については、伝達方法及び伝達手段の実態を勘案しながら、実施する防災対応の内容、その作業量、所要時間等を踏まえて、具体的な所要要員の確保について検討するものとする。

また、各企業等の防災対応を迅速かつ的確に実施するため、必要に応じ指揮機能を持った組織を設置し、指揮命令系統、職務分担等の当該組織の内容を明確にし、企業内等にあらかじめ周知する。

第9節 防災関係機関のとりべき措置

第1 基本方針

防災関係機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、個々の状況に応じて、後発地震に対して警戒する措置を行うものとし、その措置についてあらかじめ計画に定めるものとする。

第2 活動の内容

1 消防機関等

町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止等につき、その対策を実施するものとする。

2 警備対策

県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、次の事項を重点として犯罪及び混乱の防止に関する措置を講ずるものとする。

- (1) 正確な情報の収集及び伝達
- (2) 不法事案等の予防及び取締り
- (3) 地域防犯団体、警備事業等の行う民間防犯活動に対する指導

3 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

町及び県は、飲料水の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、飲料水の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な飲料水を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(2) 電気

電力事業者は、電気の供給が、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても災害応急対策の実施をはじめとするすべての活動の基礎となるべきものであることから、電気の供給の継続を確保することが不可欠であるため、必要な電力を供給するために必要な体制を整備するものとする。

(3) ガス

ガス事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、ガスの供給を継続するものとし、必要なガスを供給す

るために必要な体制を整備するものとする。

また、ガス事業者は、ガス発生設備、ガスホルダーその他の設備について、安全確保を実施するとともに、後発地震の発生に備えて、緊急に供給を停止する等の措置を講ずる必要がある場合には、これを実施するものとする。

(4) 通信

電気通信事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合においても、災害応急対策活動や安否確認の基礎となる通信の確保を行うことが不可欠であるため、通信の維持に関する必要な体制の確保に加え、災害用伝言サービス等の安否確認に利用されるサービスの活用に向けた当該サービスの運用、周知等を実施するものとする。

(5) 放送

ア 放送は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものであるため、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。この場合において、放送事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の発表及び後発地震の発生に備えて、事前に関係機関等と密接な連携をとり、実態に即応した体制の整備を図るものとする。

イ 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、放送事業者は各計画主体と協力して、推進地域内の地域住民等に対して冷静な対応を呼びかけるとともに、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報、火災防止等、後発地震に備えた被害軽減のための取組等、地域住民等が防災行動等をとるために必要な情報の提供に努めるよう留意するものとする。また、推進地域外の地域住民等に対しても、交通に関する情報、後発地震の発生に備えた準備等、冷静かつ適切な対応を促すための情報の提供に努めるよう留意するものとする。

なお、情報の提供に当たっては、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

4 金融対策

計画主体である金融機関は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び後発地震の発生に備えた、金融業務の円滑な遂行を確保するための要員の配置計画等の準備措置を実施するものとする。

5 交通

(1) 道路

ア 県警察本部は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について定め、地域住民等に周

知するものとする。

イ 町及び県は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

6 防災関係機関が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

県及び市町村は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、後発地震に備えた自らが管理等を行う施設等に関する対策として、施設利用者の安全確保及び機能確保のため、速やかに点検等を行うものとする。

なお、具体的な対策は施設毎に定めるものとし、県又は市町村以外が管理する施設の管理者においても対策を講じるものとする。

(1) 防災上重要な施設に関する対策

町及び県は、特に、後発地震の発生後においても、防災上重要な施設（災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるもの）について、その機能を果たすため、体制を整えるとともに、必要な措置を講ずるものとする。

ア 道路等（橋梁、砂防施設、法面、林道等を含む）【建設水道課】

危険度が特に高いと予想されるものについて、通行止め等、管理上必要な措置を行う。

イ 用水路【土地改良区等】

施設点検、貯水量の調整等に係る操作方法の確認等の措置を行う。

ウ 庁舎、合同庁舎その他災害応急対策上重要な施設【各部局】

非常用発電設備、無線通信機器等通信手段の確認、自衛消防団の活動確認等を行う。また、災害対策本部等運営に必要な資機材及び緊急車両等の確保を行う。

(2) 多数の者が出入りする施設に関する対策【生涯学習課等】

学校、社会福祉施設、社会教育施設、社会体育施設、美術館、図書館等の多数の者が出入りする施設の管理上の措置の共通事項として以下の対応を行うものとする。

- ・ 入場者等への情報伝達
- ・ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ・ 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒・落下・破損防止措置
- ・ 出火防止措置
- ・ 水、食料等の備蓄
- ・ 消防設備の点検、整備
- ・ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピューターなど情報を入手するための機器の整備

また、以下のとおり各施設の管理上の措置を行うものとする。

ア 保育園、小・中学校等【学校保育課】

児童生徒等の年齢も考慮の上、地域や家庭環境に応じた対応を行い、後発地震発生による災害リスクを考慮した安全確保のための措置を行う。

イ 社会福祉施設【健康福祉課】

重度障がい者、高齢者等、移動することが困難な者等について、個々の状況に応じた安全確保のための必要な措置を行う。

ウ 上下水道施設【建設水道課】

処理機能の確保等、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他の措置を行う。

(3) 工事中の公共施設、建築物、その他【各部局】

後発地震発生時の対応について、各監督員が現場代理人等と情報を共有し、工事中断の判断や資機材の落下防止等、工事中の建築物その他の工作物又は施設について安全確保上必要な措置を行う。

(4) 防災関係機関は、各施設について、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の緊急点検、巡視の実施必要箇所を選定し、必要な実施体制を整備するものとする。

第10節 関係機関との連携協力の確保

第1 基本方針

防災対応の実効性を高めるためには、企業等が防災対応を検討・決定する際、防災対応の期間の経過後にも大規模地震発生の可能性がなくなるわけではないことや、防災対応の内容によっては企業活動に影響が出てくること等を踏まえ、あらかじめ従業員等一人一人が考え、防災対応を実行することの意義を理解しておくことが重要である。

また、町、県、防災関係機関及び企業等の各主体の防災対応は様々なところで相互に関係するため、地域内で各主体の防災対応が調和を図りながら実行できるよう、防災対応を検討・決定する段階から、必要に応じて、南海トラフ特措法に基づく南海トラフ地震防災対策推進協議会等、情報共有や協議等を行う場を地域で整備・活用するものとする。

第2 交通インフラやライフライン

日常生活に密接に関係する交通インフラやライフラインについては、あらかじめ検討した防災対応について、地域住民や利用者等に周知するものとする。

また、自社の防災対応についてステークホルダーに事前に周知しておくものとする。

第3 滞留旅客等に対する措置

1 町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を講ずるものとする。

2 防災関係機関で南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の避難誘導及び保護を実施すべき機関においては、対策等の結果生じる滞留旅客等に対する具体的な避難誘導、保護並びに食料等のあっせん、町が実施する活動との連携体制等の措置を講ずるものとする。

第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画

第1 基本方針

町及び県は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、住民があわてて地震対策をとることがないよう、機会を捉えて、日頃からの地震への備え等について周知することが重要である。

また、住民は南海トラフ地震臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要であり、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つことが必要である。

そのため、町及び県は、南海トラフ地震臨時情報の発表により、大規模地震の発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合、直ちに地震が起きるといった誤解により、避難者の殺到等の社会的混乱が発生しないように努めるとともに、あらゆる機会を捉えて、南海トラフ地震臨時情報等の内容や、情報が発表された場合取るべき対応について広報に努め、実際に防災対応をとる際に、住民が情報を正しく理解し、あらかじめ検討した対応を冷静に実施できるよう広報を行うものとする。

第2 計画の内容

1 職員等に対する防災上の教育

町及び防災関係機関は、その職員等に対して、その果たすべき役割等に相応した地震防災上の教育を実施するものとし、次の内容をその実施内容として行う。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
- イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
- ウ 地震に関する一般的な知識
- エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的に取るべき行動に関する知識
- オ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- カ 南海トラフ地震対策として現在講じられている対策に関する知識
- キ 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 住民等に対する防災上の教育

- (1) 町は、過去に発生した東南海・南海地震等による被害の状況や、今後の

南海トラフ地震により想定される被害、南海トラフ地震に係る防災意識の普及・啓発に努めるとともに、地域住民等が国からの指示が発せられた場合等に的確な判断に基づいた行動ができるよう、教育・広報を実施する。

この場合において、地域の自主防災組織の育成及びその活用、各種の商工団体、PTA、その他の公共的団体等の協力を得るなどの多様な手段を用い、できるだけ住民等の立場を考慮した具体的な教育・広報を実施するものとし、次に準じた内容を実施内容として行うものとする。

- ア 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
 - イ 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動に関する知識
 - ウ 地震に関する一般的な知識
 - エ 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合及び南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
 - オ 正確な情報の入手方法
 - カ 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
 - キ 各地域における土砂災害警戒区域等に関する知識
 - ク 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
 - ケ 地域住民等自ら実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
 - コ 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施
- (2) 教育・広報を行う場合は次の事項に留意して行うものとする。
- ア ラジオ、テレビ、映画、新聞等を含む媒体を利用するほか、可能な限り地域の実情を反映した具体的な内容とするよう考慮するものとする。
 - イ 地震対策の実施上の相談窓口を設置する等具体的に地域住民等が地震対策を講ずる上で必要とする知識等を与えるための体制の整備について留意するものとする。
 - ウ 現地の地理に不案内な観光客等に対しては、パンフレットやチラシを配付したり避難誘導看板を設置したりするなどして、避難場所や避難経路等についての広報を行うよう留意するものとする。